

労務アシスト通信

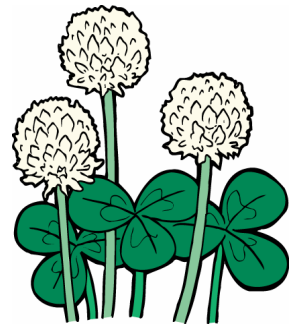
連絡先：〒252-0206

相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F

電 話：042-704-9860 FAX：042-704-9861

メール：main@roumu-assist.com

H P：https://roumu-assist.com/



2018 年度「人手不足」関連倒産が過去最多に～東京商工リサーチ調査

◆2018 年度の「人手不足」関連倒産は過去最多の 400 件

深刻な人手不足が続いていますが、このほど東京商工リサーチの調査結果が公表され、2018 年度（2018 年 4 月～2019 年 3 月）の「人手不足」関連倒産は 400 件（前年度比 28.6%増、前年度 311 件）に達し、年度ベースでは、2013 年度に調査を開始以来、これまで最多だった 2015 年度（345 件）を上回って、最多件数を塗り替えたことがわかりました。

◆「人手不足」のうち、「後継者難」によるものが最多の 269 件

調査結果によると、「人手不足」関連倒産 400 件の内訳では、代表者や幹部役員の死亡、病气入院、引退などによる「後継者難」型の 269 件（前年度比 7.6%増、前年度 250 件）が最多で、次いで、人手確保が困難で事業継続に支障が生じた「求人難」型が 76 件（同 162.0%増、同 29 件）、賃金等の人件費のコストアップから収益が悪化した

「人件費高騰」型が 30 件（同 114.2%増、同 14 件）、中核社員の独立、転職などで事業継続に支障が生じた「従業員退職」型が 25 件（同 38.8%増、同 18 件）でした。

◆産業別ではサービス業の 105 件が最多

また、産業別にみると、最も多かったのがサービス業他の 105 件（前年度比 34.6%増、前年度 78 件）で、次いで建設業が 75 件（同 4.1%増、同 72 件）、製造業が 62 件（同 58.9%増、同 39 件）、卸売業 59 件（同 43.9%増、同 41 件）、貨物自動車運送などの運輸業 34 件（同 61.9%増、同 21 件）などとなっています。

◆北海道と四国を除く 7 地区で増加

さらに地区別では、全国 9 地区のうち、関東（125→173 件）、九州（39→62 件）、中部（34→43 件）、近畿（33→39 件）、東北（24→28 件）、中国（18→19 件）、北陸（3→5 件）の 7 地区で前年度を上回り、北海道（21→18 件）と四国（14→13 件）の 2 地区では減少となりました。

働き方改革法の施行や外国人労働者の受入れ拡大でこの傾向に歯止めがかかるのか、注視していきたいところです。また、東京商工リサーチでは、年度・月別に企業の倒産事例も公開していますので、関心をお持ちの方は参考にしてください。

【2018 年度「人手不足」関連倒産～東京商工リサーチ調査】

http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20190405_01.html

【「こうして倒産した…」～東京商工リサーチ調査】

<http://www.tsr-net.co.jp/news/process/>

法整備も間近！企業のパワハラの実態は？

◆パワハラ法整備へ

昨今、マスコミでも大きなニュースとして取り上げられることが多い職場の「パワハラ」問題。パワハラ防止は、働き方改革の施策においても喫緊の課題として示され、今国会でも、パワハラに関する法整備を含めた改正案が議題に上がっています。

◆ミドルの 8 割以上がパワハラを受けたことがある

エン・ジャパン株式会社が、転職サイト『ミドルの転職』上で 35 歳以上のユーザーを対象に実施した「パワーハラスメント」に関するアンケートによると（回答：2,911 名、調査期間：2018 年 12 月 28 日～2019 年 1 月 31 日）、「パワハラを受けたことがある」との回答が 8 割にも上っているそうです。実際にパワハラに当たるか否かの判断は難しいところですし、程度も様々であると考えられますが、「パワハラを受けた」と認識している人が 8 割もいるというのは見逃せない数字でしょう。

◆内容では「精神的な攻撃」、誰から被害を受けたのかでは「同性・年上の社員」が最多

同調査では、パワハラ被害の内容としては、「精神的な攻撃（公の場での叱責、侮辱、脅迫）」（66%）が最多となっており、次いで「過大な要求（不要・不可能な業務の強制、仕事の妨害）」、「人間関係からの切り離し（隔離、無視、仲間はずれ）」が続いています。また、誰から被害を受けたのかで最も多かったのは「同性・年上の社員」（75%）で、男女別では、女性は男性に比べ、「異性・年上の社員」（40%）が多く挙がっています。

◆より一層求められる企業対策

株式会社アドバンテッジ リスク マネジメントが、企業・団体の担当者にハラスメントに対する取組みについて実施した調査によると、パワハラにおける対策を「実施している」との回答は全体の 8 割弱となっています。しかし、企業規模別の差は大きく、50 人未満の企業についていえば、7 割近くが「実施していない」と答えています。

パワハラ被害を受けた場合、解決策として「退職」を選ぶ人が多いそうです。人手不足の状況が続く中、離職者が増えることは企業にとって大きなリスクとなります。今後は、企業にも一層の対策が求められてくることでしょう。

【ミドルに聞く「パワハラ」実態調査～エン・ジャパン】

<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2019/16367.html>

4 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
- 労働保険一括有期事業開始届の提出＜前月以降に

一括有期事業を開始している場合＞ [労働基準監督署]

15 日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]

4 月 30 日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
 - 労働者死傷病報告の提出＜休業 4 日未満、1 月～3 月分＞ [労働基準監督署]
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞ [公共職業安定所]
 - 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]
 - 固定資産税・都市計画税の納付＜第 1 期＞ [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月場合があります。
※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭りと重なる場合は、翌日になります。

